

証券コード 7078

2024年6月13日

株 主 各 位

東京都港区南青山五丁目10番2号

I N C L U S I V E株式会社

代表取締役社長 藤 田 誠

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://inclusive.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主総会」を順に選択いただき、「招集通知」欄より御確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「I N C L U S I V E」又は「コード」に当社証券コード「7078」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月27日（木曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂2-6-17
A P 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー 13階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 社外取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。議決権の行使期限は2024年6月27日（木曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が恒常的な感染症へと完全に移行し、国内外の人の流れが活発化したことで、国内における個人消費に回復がみられ、インバウンド需要も増加するなど社会経済活動は緩やかな回復基調にあります。一方で、海外情勢の緊迫化、世界的な原材料価格の高騰や為替相場の円安による諸物価の上昇が続いており、春闘における30年ぶりの高い賃上げや企業の高い投資意欲など我が国経済にとって前向きな動きがありつつも、実質所得は減少傾向が継続するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そういったマクロ環境下で、当社グループが属するインターネット広告領域においては、社会のデジタル化を背景にその市場は引き続き堅調に伸長しております。また、このうち当社グループにとって重要なインターネット広告媒体市場は、「2023年 日本の広告費」（株式会社電通）によると、前年比108.3%増の2兆6,870億円と高い成長率で推移しており、今後もメディア媒体を中心に事業機会は拡大すると見込んでおります。

日本国内のインターネット広告領域の動向については、インターネット利用者数は前年に引き続き増加しており、総務省が発表した「令和4年通信利用動向調査」によると、各年齢階層で9割を上回る結果となっております。中でもインターネット利用率の増加に大きく影響を与えていると考えられる、スマートフォンの利用状況については、世帯別の保有率は90.1%、年齢別では20歳から59歳の保有率は軒並み9割を超える結果となっております。このような環境は、当社グループの各事業展開を支える幅広い年齢層に対するアプローチを可能とする一方で、ユーザーのニーズに応える広範かつ的確な情報選別が重要となります。そのため、当社グループの強みである情報発信力を活かし、メディア・コンテンツ・企画・広告等の事業領域の充実を進めてまいります。

当社グループでは、事業セグメントをメディア&コンテンツ事業、企画&プロデュース事業、食関連事業、その他事業の4セグメントとして定め、それぞれのセグメントにおいて積極的な事業展開を行っております。

メディア&コンテンツ事業については、既存取引先との関係強化とデジタルトランスフォーメーションの推進支援による運営メディアの獲得や広告関連サービスのアップセルおよびクロスセルに注力しております。企画&プロデュース事業は、既存取引先との関係強化を推進し新たな案件獲得を強化するとともに、SNSマーケティング等、足元で多くの広告予算が投下されている領域での展開を強化する等、新

たサービス開発に注力しています。食関連事業については、下鴨茶寮の更なるブランド力強化に注力すると同時に、ブランドコンセプトを付加した新商品企画の推進やふるさと納税商品の共同開発強化、EC強化など、新たなサービス開発にも経営リソースを投下しています。その他事業領域においては、主に衛星データの利活用を足掛かりとした宇宙関連サービスの開発に取り組んでいます。2023年5月には、当社子会社のLAND INSIGHT株式会社が、前連結会計年度に引き続き、経済産業省の衛星データの無料利用事業者に採択されました。福島県南相馬市とは農業分野での社会課題である農作物の転作確認の効率化に向けて新たな衛星データ利用実証実験に着手するなど、各自治体との協業体制の構築に取り組んでいます。翌連結会計年度以降の本事業の本格展開および収益化を進めております。

当社グループは、ウェブメディアの立ち上げや運営を軸として、広告媒体およびその関連領域を拡張させることで事業を展開しており、ユーザーがインターネット上に集う場である媒体を構築、運営し、事業として持続的に成長させるための包括的なノウハウを有しています。またトレンドを生み出す企画力により、世の中の変革のきっかけとなるコンテキストとコンテンツをゼロからつくり、メディアの力で数多くのユーザーに拡大していくまでの事業開発をグループ内で完結させることが可能であります。

今後も地方創生を事業展開の軸として想定し、関連するメディア、企画、広告など、それぞれの事業領域でノウハウを活用し共同プロジェクトを実現していくことで、事業ポートフォリオの中長期的な成長を図っていく方針です。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は53億59百万円（前期比11.5%増）、売上総利益は22億21百万円（同15.8%増）、調整後EBITDAは190百万円（前期は調整後EBITDA△26百万円）、営業損失は94百万円（前期は営業損失3億54百万円）、経常損失は1億3百万円（前期は経常損失3億47百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億13百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失8億71百万円）となりました。また、当連結会計年度におけるメディア&コンテンツ事業の売上高は15億82百万円、セグメント損失は2億90百万円、当連結会計年度における企画&プロデュース事業の売上高は17億74百万円、セグメント利益は1億67百万円、当連結会計年度における食関連事業の売上高は20億2百万円、セグメント利益は37百万円となりました。

なお、調整後EBITDAは、減価償却費、のれん償却費や株式報酬費用の非現金支出項目、ならびに寄付金支出を控除した収益指標であり、当社グループの経常的な事業収益力を測る指標としてモニタリングしていく方針です。

- ② 設備投資の状況  
記載すべき重要な事項はございません。
- ③ 資金調達の状況  
記載すべき重要な事項はございません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
記載すべき重要な事項はございません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
記載すべき重要な事項はございません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
記載すべき重要な事項はございません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2023年11月14日付で、株式会社ナンバーナインの株式の一部を譲渡し、同社及びその子会社である株式会社Jコミックテラスは当社の連結子会社ではなくなりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                           | 第 14 期<br>(2021年 3 月期) | 第 15 期<br>(2022年 3 月期) | 第 16 期<br>(2023年 3 月期) | 第 17 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年 3 月期) |
|---------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                                    | 1,376,613              | 1,743,880              | 4,804,631              | 5,359,166                           |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)                               | 42,504                 | △32,913                | △347,259               | △103,315                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純損失<br>(△) (千円) | 22,829                 | △115,904               | △871,220               | 313,567                             |
| 1 株 当 た り<br>当期純利益又は1株当<br>り当期純損失 (△) (円)                     | 3.12                   | △14.72                 | △89.20                 | 31.38                               |
| 総 資 産 (千円)                                                    | 2,345,335              | 3,217,943              | 5,513,964              | 5,304,858                           |
| 純 資 産 (千円)                                                    | 1,499,518              | 1,947,986              | 3,071,855              | 3,407,407                           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                           | 191.92                 | 227.88                 | 244.28                 | 277.38                              |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                        | 第 14 期<br>(2021年 3 月期) | 第 15 期<br>(2022年 3 月期) | 第 16 期<br>(2023年 3 月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(2024年 3 月期) |
|--------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                 | 748,502                | 769,668                | 774,255                | 541,587                           |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失 (千円)<br>(△)              | 16,968                 | 96,531                 | △66,061                | △93,953                           |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失 (千円)<br>(△)           | 14,327                 | 15,245                 | △752,853               | 470,165                           |
| 1 株 当 た り<br>当期純利益又は1株 (円)<br>当たり当期純損失 (△) | 1.96                   | 1.94                   | △77.08                 | 47.06                             |
| 総 資 産 (千円)                                 | 1,971,544              | 2,406,166              | 2,973,214              | 3,263,968                         |
| 純 資 産 (千円)                                 | 1,228,570              | 1,743,080              | 2,442,844              | 2,954,178                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                        | 157.21                 | 210.92                 | 242.51                 | 290.19                            |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金    | 当社の議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|-------------------------------|----------|-------------|-------------------------------|
| Data Tailor株式会社               | 1百万円     | 100.0%      | アドテクノロジー商品の仕入れと販売             |
| TRIPLE WIN STRATEGIES株式会社(注2) | 1百万円     | 100.0       | 広報PR・IR業務およびコンサルティング          |
| 達傑汀有限公司(注3、4)                 | 175万台湾ドル | 100.0       | 一般メディア事業                      |
| 株式会社morondo                   | 20百万円    | 100.0       | 一般メディア事業                      |
| Newsletter Asia株式会社           | 10百万円    | 100.0       | メールマガジンの企画、制作、発行及び「田端大学」の運営   |
| 株式会社OGS                       | 1百万円     | 100.0       | 「大蔵ゴルフスタジオ」の運営                |
| OGS PLUS, INC.(注5)            | 18万ドル    | 100.0       | 「大蔵ゴルフスタジオ」の運営                |
| 株式会社オレンジ(注6)                  | 132百万円   | 58.9        | グループ持株会社                      |
| 株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ(注6)       | 10百万円    | 58.9<br>(※) | コミュニケーションプランニング、ブランドコンサルティング等 |
| 株式会社下鴨茶寮(注6)                  | 10百万円    | 58.9<br>(※) | 茶懐石・京料理・京懐石・高級食品加工・高級贈答品      |
| 株式会社ジョージクリエティブカンパニー(注6)       | 3百万円     | 58.9<br>(※) | デザインに関するコンサルティング業務等           |
| 株式会社ウィズオレンジ(注6)               | 1.5百万円   | 58.9<br>(※) | 各種商業施設等の企画                    |
| LAND INSIGHT株式会社(注7、8)        | 30百万円    | 100.0       | 宇宙関連事業に関する各種コンサルティング業務等       |
| Feu株式会社(注9)                   | 5百万円     | 100.0       | 地域創生事業の企画、運営                  |

- (注) 1. 特定完全子会社はございません。
2. 2023年5月10日付でバシフィック・コミュニケーションズ株式会社は、商号をTRIPLE WIN STRATEGIES株式会社に変更しております。
3. 2023年11月6日付で増資を行い、資本金が増加しております。
4. 2024年1月31日付で達傑汀有限公司の解散を決議しており、当連結会計年度末時点で清算手続き中となります。
5. 2023年12月25日開催の取締役会において、OGS PLUS, INC.の解散を決議しており、当連結会計年度末時点で清算手続き中となります。
6. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
7. 2023年6月6日付で増資を行い、資本金が増加しております。
8. 2023年12月6日付でINCLUSIVE SPACE CONSULTING株式会社は、商号をLAND INSIGHT株式会社に変更しております。
9. 2023年6月23日付で設立いたしました。
10. 2023年10月31日付で株式会社ナンバーナインの一部株式を譲渡したため、同社を連結子会社から除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下のとおりでございます。

##### ① 業界動向について

個人および法人のインターネット活用の場面が拡大したことに伴い、インターネット広告市場も拡大しております。しかし、インターネット広告業界は、広告領域の他の事業同様に景気変動の影響を直接的に受ける性格を有しております。そのため当社は、新たな業界動向を察知し、外部環境の変化に対応できる臨機応変な組織構築を行ってまいります。

また、インターネット広告業界の中で、予約型広告の市場成長をしのぐスピードで運用型広告市場の成長が顕著となっております。かかる事業環境の中、当社は子会社であるData Tailor株式会社とも連携し、広告枠の効果的な配置による収益機会最大化と、収益性の高いメディアの制作・運用ノウハウの強化や改善を行っていく方針です。

##### ② 競合環境の変化について

当社収益の大半は、広告主によるインターネット媒体出稿費用に直接あるいは間接的に依存する比率が高いのが現状です。昨今のインターネットメディアの増加により、メディア間での競合が激化し当社の広告受注単価あるいは受注数に影響が出る場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため当社グループは、継続した広告メニューの改善・開発を、広告主や媒体社との意見交換を頻繁に実施しつつ継続していくとともに、サービス間で連携しSNSやオウンドメディアの運用、コンテンツマーケティングやEC関連ソリューションの提供など、広告獲得以外の価値をクライアントに提供する活動にも注力してまいります。

##### ③ ブランドセーフティへの対応について

インターネット広告を行う際には、数多くの広告配信ネットワークやメディアから広告が配信される事から、適切なコントロールがなされていない場合、広告主が表示を想定していない、コンテンツの質が低いメディアに広告が表示される可能性があります。かかる事象が発生することで、広告を実施したことによって広告主のブランド毀損が発生する可能性があるため、このようなブランド価値毀損が発生しうる広告掲載を防止する、ブランドセーフティが意識されるようになってきており、広告主が不適切な広告媒体を避けたり、アドネットワークを配信ネットワークとしての質に注目し選別するなどの動きが注目されつつあります。その中で、当社グループはコンテンツ制作体制を強化し、コンテンツに対する社内レビュー体制の強化や、専門家の監修強化を通して、コンテンツの質向上に取り組んでいます。

#### ④ 特定の経営陣への依存緩和について

当社グループの代表取締役社長である藤田誠は、2007年の創業以来当社の代表を務めております。同氏は、インターネットサービス事業に関連する豊富な経験と知識を有しており、当社の事業戦略の決定に重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や、事業運営に必要な定例会議の実施を通じた情報共有や幹部の育成、組織の強化を行う事や、適宜権限の委譲を行っていく事で、同氏に過度に依存する体制を緩和していく方針です。

#### ⑤ 内部管理体制について

当社グループは現在、成長段階であり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であります。そのため、当社グループは経営の公正性・透明性を確保するための更なる内部管理体制強化に取り組んでおり、従前より実施している定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の更なる強化などを行っていく方針です。

#### ⑥ 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に、新規事業を立ち上げ、拡大・成長させていくための事業開発力・マネジメント能力を有する人材や、コンテンツ制作のスキルを有する人材の確保に努めるとともに、人事・教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げに努めております。

### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループでは、事業セグメントをメディア&コンテンツ事業、企画&プロデュース事業、食関連事業、その他事業の4セグメントとして分類しております。

| 事業セグメント         | 事業内容                                                                                                             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a. メディア&コンテンツ事業 | メディア、ニュースレターなど多岐にわたる情報発信フォーマットを通して、インターネット上でユーザーを集客し、広告による法人クライアントからの収益獲得、もしくは個人ユーザーに対するコンテンツ・サービス販売による課金を行う事業領域 |
| b. 企画&プロデュース事業  | 主に法人をクライアントとし、企業や団体ブランディングに関連する企画の提供、プロモーション関連サービスの提供、空間デザイン、施工サービスの提供、あるいはシステム開発の支援等を実施                         |
| c. 食関連事業        | 安政三年(1856年)創業の下鴨茶寮というブランドを基盤として、食に関連する各種サービスを提供                                                                  |
| d. その他事業        | 上記に含まれない宇宙関連事業を含む新規の事業                                                                                           |

### (6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

#### ① 当社

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

#### ② 子会社

|                            |                                                       |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| Data Tailor 株式会社           | 本社 (東京都港区)                                            |
| TRIPLE WIN STRATEGIES 株式会社 | 本社 (東京都港区)                                            |
| 株式会社morondo                | 本社 (大阪府枚方市)                                           |
| Newsletter Asia 株式会社       | 本社 (東京都港区)                                            |
| 株式会社OGS                    | 本社及び店舗 (東京都世田谷区)                                      |
| OGS PLUS, INC.             | 本社及び店舗 (アメリカ合衆国ハワイ州)                                  |
| 株式会社オレンジ                   | 本社 (東京都港区)                                            |
| 株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ        | 本社 (東京都港区)                                            |
| 株式会社下鴨茶寮                   | 本社及び本店 (京都市左京区)<br>工場 (京都市伏見区及び京都市南区)<br>銀座店 (東京都中央区) |
| 株式会社ジョージクリエイティブカンパニー       | 本社 (東京都港区)                                            |
| 株式会社ウィズオレンジ                | 本社 (東京都港区)                                            |
| LAND INSIGHT株式会社           | 本社 (札幌市中央区)                                           |
| Feu株式会社                    | 本社 (東京都港区)                                            |

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-----------|-------------|
| メディア&コンテンツ事業 | 46 (22) 名 | 41名減 (33名減) |
| 企画&プロデュース事業  | 44 (4)    | 5名減 (2名減)   |
| 食関連事業        | 95 (85)   | 7名減 (17名増)  |
| その他          | 1 (－)     | 1名増 (－)     |
| 全社 (共通)      | 24 (5)    | 5名減 (1名減)   |
| 合計           | 210 (116) | 57名減 (19名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
3. メディア&コンテンツ事業において、使用人数が前期末と比べて41名減少しておりますが、その主な理由は、2023年11月14日付で株式会社ナンバーナインを連結の範囲から除外したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 40 (14) 名 | 17名減 (2名増) | 33.4歳 | 4.23年  |

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 京都中央信用金庫     | 338百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 150    |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 131    |
| 京都信用金庫       | 65     |
| 株式会社りそな銀行    | 45     |
| 株式会社きらぼし銀行   | 32     |
| 枚方信用金庫       | 10     |
| 株式会社みずほ銀行    | 2      |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の主要な借入先の状況

| 借入先       | 借入額   |
|-----------|-------|
| 株式会社りそな銀行 | 45百万円 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,880,400株
  - ② 発行済株式の総数 10,009,089株
- (注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は45,300株増加しております。
- ③ 株主数 5,388名
  - ④ 大株主

| 株 主 名                                 | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|------------|---------|
| 藤 田 誠                                 | 4,149,232株 | 41.46%  |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                     | 577,800    | 5.77    |
| 堀 江 貴 文                               | 545,454    | 5.45    |
| インターステラテクノロジズ<br>株 式 会 社              | 399,468    | 3.99    |
| 東 京 短 資 株 式 会 社                       | 200,000    | 2.00    |
| デジタル・アドバタイジング・コン<br>ソ ー シ ア ム 株 式 会 社 | 189,000    | 1.89    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                       | 154,400    | 1.54    |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社               | 147,200    | 1.47    |
| 瀬 賀 雅 弥                               | 95,000     | 0.95    |
| 有限会社田中土地建物管理事務所                       | 85,800     | 0.86    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第 5 回新株予約権                                 | 第 6 回新株予約権                                 |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年6月29日                                 | 2019年6月28日                                 |
| 新株予約権の数                |                   | 60個                                        | 40個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき300株)           | 普通株式 12,000株<br>(新株予約権1個につき300株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>117,000円<br>(1株当たり 390円)     | 新株予約権1個当たり<br>117,000円<br>(1株当たり 390円)     |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年6月29日から<br>2028年6月28日まで               | 2022年7月1日から<br>2029年6月28日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                      | (注) 1                                      |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 60個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 40個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -          | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -          |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -          | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -          |

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。  
 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。  
 ③新株予約権者は、発行要綱に定める権利行使期間の制約に加え、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日より180日後から権利行使できるものとする。  
 ④新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。  
 ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2019年9月30日付で行った普通株式1株につき100株の株式分割、また、2021年4月13日付で行った普通株式1株につき3株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」の「目的となる株式数」は調整されております。

|                        |                   | 第 8 回新株予約権                                  | 第 12 回新株予約権                               |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年7月21日                                  | 2022年3月31日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 150個                                        | 80個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 15,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>96,700円<br>(1株当たり 967円)       | 新株予約権1個当たり<br>98,700円<br>(1株当たり 987円)     |
| 権利行使期間                 |                   | 2023年7月22日から<br>2031年7月21日まで                | 2024年4月1日から<br>2032年3月31日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                         | (注)                                       |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -         |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -         |

- (注)
- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
  - ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

|                        |                   | 第13回新株予約権                                   | 第14回新株予約権                                   |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2022年8月26日                                  | 2023年9月13日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 230個                                        | 250個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 23,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 25,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>140,500円<br>(1株当たり 1,405円)    | 新株予約権1個当たり<br>98,700円<br>(1株当たり 987円)       |
| 権利行使期間                 |                   | 2024年8月27日から<br>2032年8月26日まで                | 2025年9月14日から<br>2033年9月13日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                         | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 230個<br>目的となる株式数 23,000株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 4名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>保有者数 -           |

- (注)
- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
  - ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                    |             | 第 1 4 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                          |             | 2023年9月13日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                      |             | 285個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数 |             | 普通株式 28,500株<br>(新株予約権1個につき100株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額             |             | 新株予約権1個当たり<br>98,700円<br>(1株当たり 987円)        |
| 権 利 行 使 期 間                        |             | 2025年9月14日から<br>2033年9月13日まで                 |
| 行 使 の 条 件                          |             | (注)                                          |
| 使 用 人 等 へ の 交 付 状 況                | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 180個<br>目的となる株式数 18,000株<br>交付者数 14名 |
|                                    | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 105個<br>目的となる株式数 10,500株<br>交付者数 6名  |

- (注) ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 藤 田 誠   | Data Tailor株式会社 代表取締役<br>TRIPLE WIN STRATEGIES株式会社 取締役<br>株式会社morondo 代表取締役<br>Newsletter Asia株式会社 代表取締役<br>株式会社OGS 代表取締役<br>OGS PLUS, INC. vice president<br>株式会社オレンジ 取締役<br>LAND INSIGHT株式会社 代表取締役                                       |
| 取 締 役    | 小 山 薫 堂 | N 3 5 インターナショナル株式会社 代表取締役<br>株式会社オレンジ 代表取締役<br>株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ 代表取締役<br>株式会社下鴨茶寮 代表取締役<br>株式会社ジョージクリエイティブカンパニー 取締役<br>株式会社ウィズオレンジ 取締役<br>オレンジタイズ株式会社 取締役<br>天草エアライン株式会社 取締役<br>一般社団法人 FOR KUMAMOTO PROJECT 代表理事<br>一般社団法人 湯道文化振興会 代表理事 |
| 取 締 役    | 軽 部 政 治 | 株式会社オレンジ 代表取締役<br>株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ 代表取締役<br>株式会社下鴨茶寮 代表取締役<br>株式会社ジョージクリエイティブカンパニー 取締役<br>株式会社ウィズオレンジ 取締役<br>Good Life & Travel Company 株式会社 代表取締役<br>株式会社クロステック・マネジメント 取締役<br>株式会社MovingInn 取締役                                        |
| 取 締 役    | 正 田 聡   | 株式会社オレンジ 取締役                                                                                                                                                                                                                               |

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                        |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 柳 澤 大 輔   | 株式会社カヤック 代表取締役<br>株式会社テー・オー・ダブリュー 取締役<br>株式会社プラコレ 取締役<br>鎌倉R不動産株式会社 取締役<br>株式会社カヤックゼロ 代表取締役<br>株式会社リビングハウス 社外取締役<br>株式会社フィル・カンパニー 社外取締役<br>琉球フットボールクラブ株式会社 取締役 |
| 取 締 役     | 塩 野 誠     | 株式会社経営共創基盤 共同経営者 マネージング<br>ディレクター<br>株式会社JBIC IG Parters 代表取締役CIO<br>JB Nordic Ventuers Oy Diector<br>株式会社ビービット 社外取締役<br>株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取<br>締役          |
| 常 勤 監 査 役 | 小 泉 増 明   | なし                                                                                                                                                             |
| 監 査 役     | 村 上 未 来   | 株式会社somebuddy 代表取締役<br>クリアル株式会社 社外取締役<br>株式会社ユーグレナ 取締役監査等委員                                                                                                    |
| 監 査 役     | 阿 部 美 寿 穂 | 阿部美寿穂公認会計士事務所 代表                                                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役柳澤大輔氏ならびに取締役塩野誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役小泉増明氏及び監査役村上未来氏ならびに監査役阿部美寿穂氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役小泉増明氏及び監査役村上未来氏ならびに監査役阿部美寿穂氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小泉増明氏は、事業会社の業務への精通、ならびに事業会社の監査部門における知識・経験等があり、経営監視機能として、客観的、中立的立場から監査を行えると判断しております。
  - ・監査役村上未来氏は、会計士としての専門的知見、ならびに上場企業の財務担当執行役員として企業経営に携わってきた経験を有しており、客観的、中立的立場から監査を行えると判断しております。
  - ・監査役阿部美寿穂氏は、会計士としての専門的知見を有しており、客観的、中立的立場から監査を行えると判断しております。
4. 当社は、社外取締役柳澤大輔氏ならびに社外取締役塩野誠氏及び社外監査役小泉増明氏、社外監査役村上未来氏ならびに社外監査役阿部美寿穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役について、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めており、社外取締役及び社外監査役とかかる契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### イ. 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人

### ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の役員訴訟、労務関連訴訟、有価証券関連訴訟の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等を除く）。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役との間で、報酬の算定の公平性、その水準と取締役の役割・職責とのバランス等について協議を行い、社外取締役から、当該報酬内容は相当である旨の報告を取締役会において受けた上で、決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役からの報告が十分に勘案されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、取締役の役割、職責、当社の企業価値の向上への貢献等を総合的に勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および新株予約権（ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、新株予約権（ストック・オプション）とし、会社業績並びに当社および当社子会社における業務執行の状況や貢献度を基準として、内容、割当数等を決定するものとする。

## 4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い、当社の企業価値の持続的な向上に資するために、最も適切な支給割合となるよう決定するものとする。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、非金銭報酬等として付与する新株予約権（ストック・オプション）については、取締役会で取締役個人別の割当数を決議する。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長藤田誠がその具体的内容について委任を受けております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであり、代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、個人別の報酬等の額を決定する権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 81,504<br>(12,000) | 69,837<br>(12,000) | -           | 11,667<br>(-) | 4<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15,600<br>(15,600) | 15,600<br>(15,600) | -           | -             | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 97,104<br>(27,600) | 85,437<br>(27,600) | -           | 11,667<br>(-) | 7<br>(5)              |

- (注) 1. 2024年3月27日開催の臨時株主総会の終結の時をもって新たに選任された取締役2名は、当事業年度において無報酬のため上表には含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月30日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。金銭報酬とは別枠で、2020年6月30日開催の定時株主総会において取締役の非金銭報酬の限度額は、年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の定時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額は、年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年9月12日の臨時株主総会において年額21,600千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)です。
4. 上記の非金銭報酬等の総額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

ニ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は新株予約権(ストック・オプション)であり、割当ての際の条件等は「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」としておりあります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分    | 氏名     | 兼職先                                                                                                 | 兼職の内容                                                 | 関係                                     |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 社外取締役 | 柳澤 大輔  | 株式会社カヤック<br>株式会社テー・オー・ダブリュー<br>株式会社ブラコレ<br>鎌倉R不動産株式会社<br>株式会社カヤックゼロ<br>株式会社リビングハウス<br>株式会社フィル・カンパニー | 代表取締役<br>取締役<br>取締役<br>取締役<br>代表取締役<br>社外取締役<br>社外取締役 | なし<br>なし<br>なし<br>なし<br>なし<br>なし<br>なし |
| 社外取締役 | 塩野 誠   | 株式会社経営共創基盤<br>株式会社JBIC IG Parters<br>JB Nordic Ventuers Oy<br>株式会社ビービット                             | 共同経営者 マネー<br>ジグディレクター<br>代表取締役CIO<br>Diector<br>社外取締役 | なし<br>なし<br>なし<br>なし                   |
| 社外監査役 | 小泉 増明  | なし                                                                                                  | なし                                                    | —                                      |
| 社外監査役 | 村上 未来  | 株式会社somebuddy<br>クリアル株式会社<br>株式会社ユーグレナ                                                              | 代表取締役<br>社外取締役<br>取締役監査等委員                            | なし<br>なし<br>なし                         |
| 社外監査役 | 阿部 美寿穂 | 阿部美寿穂公認会計士事務所                                                                                       | 代表                                                    | なし                                     |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 柳澤 大輔  | 当事業年度開催の取締役会の全18回に出席いたしました。企業経営者としての観点から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 取締役 塩野 誠   | 当事業年度開催の取締役会の全18回に出席いたしました。企業経営者としての観点から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 監査役 小泉 増明  | 当事業年度開催の取締役会の全18回に、また、監査役会の全14回に出席いたしました。常勤監査役として、客観的、中立的立場から監査を実施しております。                                |
| 監査役 村上 未来  | 当事業年度開催の取締役会の全18回に、また、監査役会の全14回に出席いたしました。公認会計士としての知識と経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、客観的、中立的立場から監査を実施しております。 |
| 監査役 阿部 美寿穂 | 当事業年度開催の取締役会の全18回に、また、監査役会の全14回に出席いたしました。公認会計士としての知識と経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、客観的、中立的立場から監査を実施しております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 57百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

なお、現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりません。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の最重要課題であると認識しておりますが、現在は成長段階にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから、当事業年度は期末配当を無配とさせていただきます。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく事を基本方針としておりますが、現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)            |           |
| 流動資産      | 2,847,712 | 流動負債              | 942,984   |
| 現金及び預金    | 2,214,176 | 買掛金               | 232,197   |
| 売掛金及び契約資産 | 471,142   | 短期借入金             | 150,000   |
| 棚卸資産      | 87,800    | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 95,090    |
| その他       | 74,593    | 未払法人税等            | 79,034    |
| 固定資産      | 2,457,145 | 契約負債              | 73,277    |
| 有形固定資産    | 707,644   | 賞与引当金             | 4,947     |
| 建物及び構築物   | 202,191   | その他               | 308,437   |
| 工具器具備品    | 32,595    | 固定負債              | 954,466   |
| 土地        | 472,857   | 社債                | 5,000     |
| 無形固定資産    | 1,301,147 | 長期借入金             | 530,342   |
| のれん       | 631,893   | 繰延税金負債            | 327,833   |
| 商標権       | 382,271   | 退職給付に<br>係る負債     | 10,134    |
| 顧客関連資産    | 227,132   | 事業損失引当金           | 13,231    |
| その他       | 59,850    | 資産除去債務            | 60,425    |
| 投資その他の資産  | 448,353   | その他               | 7,500     |
| 投資有価証券    | 209,615   | 負債合計              | 1,897,450 |
| 繰延税金資産    | 69,056    | (純資産の部)           |           |
| 貸倒引当金     | △555      | 株主資本              | 2,772,449 |
| その他       | 170,237   | 資本金               | 1,350,051 |
| 資産合計      | 5,304,858 | 資本剰余金             | 1,500,051 |
|           |           | 利益剰余金             | △77,142   |
|           |           | 自己株式              | △511      |
|           |           | その他の包括利益累計額       | 3,754     |
|           |           | 為替換算調整勘定          | 3,754     |
|           |           | 新株予約権             | 49,856    |
|           |           | 非支配株主持分           | 581,346   |
|           |           | 純資産合計             | 3,407,407 |
|           |           | 負債純資産合計           | 5,304,858 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 5,359,166 |
| 売 上 原 価                       |         | 3,137,189 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 2,221,976 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 2,316,802 |
| 営 業 損 失                       |         | △94,826   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 助 成 金 収 入                     | 1,790   |           |
| 違 約 金 収 入                     | 1,209   |           |
| そ の 他                         | 4,317   | 7,317     |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 7,680   |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 5,012   |           |
| そ の 他                         | 3,114   | 15,807    |
| 経 常 損 失                       |         | △103,315  |
| 特 別 利 益                       |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益             | 599,582 | 599,582   |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 2,301   |           |
| 減 損 損 失                       | 111,350 | 113,651   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 382,615   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 102,387 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △35,965 | 66,422    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 316,192   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 2,625     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 313,567   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 976,585   | 流動負債          | 207,260   |
| 現金及び預金    | 831,338   | 買掛金           | 15,083    |
| 売掛金       | 90,961    | 1年内償還予定の社債    | 10,000    |
| 前払費用      | 19,231    | 1年内返済予定の長期借入金 | 30,000    |
| その他       | 35,053    | 未払金           | 45,725    |
| 固定資産      | 2,287,383 | 未払費用          | 58,070    |
| 有形固定資産    | 277       | 資産除去債務        | 8,100     |
| 投資その他の資産  | 2,287,105 | 未払法人税等        | 28,607    |
| 投資有価証券    | 206,086   | 契約負債          | 165       |
| 関係会社株式    | 1,960,141 | 預り金           | 11,348    |
| 関係会社長期貸付金 | 117,367   | その他           | 159       |
| 繰延税金資産    | 16,913    | 固定負債          | 102,529   |
| 貸倒引当金     | △92,367   | 社債            | 5,000     |
| その他       | 78,964    | 長期借入金         | 15,000    |
| 資産合計      | 3,263,968 | 関係会社長期借入金     | 10,000    |
|           |           | 関係会社事業損失引当金   | 65,029    |
|           |           | その他           | 7,500     |
|           |           | 負債合計          | 309,789   |
|           |           | (純資産の部)       |           |
|           |           | 株主資本          | 2,904,322 |
|           |           | 資本金           | 1,350,051 |
|           |           | 資本剰余金         | 1,500,051 |
|           |           | 資本準備金         | 1,500,051 |
|           |           | 利益剰余金         | 54,730    |
|           |           | その他利益剰余金      | 54,730    |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 54,730    |
|           |           | 自己株式          | △511      |
|           |           | 新株予約権         | 49,856    |
|           |           | 純資産合計         | 2,954,178 |
|           |           | 負債純資産合計       | 3,263,968 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額        |
|-----------------------------|---------|----------|
| 売 上 高                       |         | 541,587  |
| 売 上 原 価                     |         | 255,893  |
| 売 上 総 利 益                   |         | 285,694  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 533,734  |
| 営 業 損 失                     |         | △248,039 |
| 営 業 外 収 益                   |         |          |
| 経 営 指 導 料                   | 152,088 |          |
| そ の 他                       | 2,760   | 154,848  |
| 営 業 外 費 用                   |         |          |
| 支 払 利 息                     | 313     |          |
| 社 債 利 息                     | 166     |          |
| 社 債 発 行 費 償 却               | 282     | 762      |
| 経 常 損 失                     |         | △93,953  |
| 特 別 利 益                     |         |          |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益           | 576,642 |          |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 35,042  | 611,684  |
| 特 別 損 失                     |         |          |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 9,443   |          |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 2,301   |          |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 33,671  | 45,417   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |         | 472,314  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 19,062  |          |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △16,913 | 2,149    |
| 当 期 純 利 益                   |         | 470,165  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

INCLUSIVE株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 細野和寿

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 竹田裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、INCLUSIVE株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、INCLUSIVE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適

用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

INCLUSIVE株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 細野和寿

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 竹田 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、INCLUSIVE株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

INCLUSIVE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小 泉 増 明 ㊟  
監査役（社外監査役） 村 上 未 来 ㊟  
監査役（社外監査役） 阿 部 美 寿 穂 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、2024年3月31日時点の資本金の額は、連結計算書類 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）及び計算書類 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、1,350,051,622円になります。

#### （1）減少する資本金の額

資本金の金額1,350,051,622円を1,340,051,622円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額である1,340,051,622円をその他資本剰余金に振り替えることといたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。また、本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はございません。

#### （2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額1,340,051,622円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### （3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月2日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、定款に定めることにより場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主の皆様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」。)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、予期しない感染症や自然災害を含む大規模災害の発生及び社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款に第12条第2項を追加するものです。

(2) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は本定時株主総会最終の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                             | 変更案                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (招集)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。<br><br><新設> | (招集)<br>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。<br><br><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了時とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第31条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第31条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定数は、第29条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第32条～第42条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

### 第3号議案

### 社外取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬とは別枠で、社外取締役に対して年額50,000千円以内の範囲内でストック・オプションを付与すること及びストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容を下記のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、本議案の対象となる当社社外取締役は、2名となります。

本議案は以上を目的としており、事業報告20頁～21頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に従って実施するものであることから、当該報酬の導入は相当であると考えております。

#### 2. 新株予約権の具体的な内容及び数の上限

##### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は1,000個とする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価

額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂2-6-17

A P渋谷道玄坂 渋谷東シネタワー 13階

TEL 03-5428-6849



- 交通 ▶ JR 山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
ハチ公改札口より徒歩3分
- ▶ 東急東横・田園都市、東京メトロ各線「渋谷」駅  
A1番出口直結
- ▶ 京王井の頭線「渋谷」駅  
徒歩1分

※ 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいようお願い申し上げます。